

山口県報

平成23年
11月8日
(火曜日)

目次

規則	山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課).....	一
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....	二
	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....	四
	土地改良事業計画変更の認可(農村整備課).....	八
	保安林予定森林(森林整備課).....	八
	道路の区域の変更(道路整備課).....	九
	県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(教育政策課).....	九
公告	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	一〇
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課).....	一〇
	地域森林計画の案の縦覧(森林企画課).....	一一
	地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....	一一
教委公告	一般競争入札の実施.....	二二



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十四号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(貸付けの種類等の特例)

2 平成二十六年三月三十一日までの間における別表第三の規定の適用については、同表中

七 地域中小企業応援ファンド事業貸付（別表第二の貸付対象事業の欄に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。）	当該事業の実施に知事が必要と認める資金の百分の百に相当する額
---------------------------------------------------------	--------------------------------

七 電力需給対策貸付（別表第一に掲げる事業のうち省エネルギー設備、新エネルギー設備又は自家発電等の設備を導入する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものに係る資金の貸付けをいう。）	整備資金の百分の九十九に相当する額と整備資金から十万円を控除した額とのいずれか高い額
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

八 地域中小企業応援ファンド事業貸付（別表第二の貸付対象事業の欄に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。）	当該事業の実施に知事が必要と認める資金の百分の百に相当する額
---------------------------------------------------------	--------------------------------

附則に次の一項を加える。

- 前項の規定により読み替えられた別表第三の七の項に掲げる資金の貸付けに係る貸付金についての第五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「三年以内」とあるのは、「五年以内」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第四百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

とあるのは、

とする。

に供する。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 出光興産株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 出光興産株式会社徳山工場
所在地 周南市宮前町一番一号
- 特定施設に関する事項
（一）種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
三七一〇	九〇	平成二四、 一、四	平成二四、 二、一五	平成二四、 二、二〇
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「三七一〇」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

種 類	項 目			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
活性汚泥処理施設	八	"	一〇	最大	最大	一、一四四
オイルセパレーター	"	"	一〇	最大	最大	"
	八	"	一〇	最大	最大	一、六七九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
活性炭吸着処理施設	鉄製	"	活性炭吸着	連続	二四時間	概	(既)		(設)
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、四〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	概			
活性炭吸着処理施設	鉄製	二、二〇〇	活性炭吸着	連続	二四時間	概			
活性汚泥処理施設	"	一、八〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	概			
オイルセパレーター	コンクリート製	三六〇、〇〇〇	油水分離	連続	二四時間	概			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	四八〇	二五
三七一口	一〇、六	一、〇〇〇	五〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百二十七号
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排 水 口	
"	"	"	"	"	"	"	七・九	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	"	"	"	"	九・六	最 大	
"	"	"	"	"	"	"	二・六	通 常	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	五	六	"	"	五	最 大	
"	二〇	"	"	"	"	"	五	通 常	浮遊物質量 (mg/l)
"	二五	"	六	九	七	九	一六	最 大	
"	"	"	"	"	"	"	一	最 大	鉍油類 (mg/l)
〇・四	〇・七	"	"	"	"	"	〇・三	通 常	窒 素 (mg/l)
"	"	"	"	一・五	一・六	"	一・五	最 大	
"	"	"	"	"	"	"	〇・〇三	通 常	磷 (mg/l)
"	〇・二	"	"	"	"	"	〇・四五	最 大	
"	二四	七五、二〇〇	一五九、四二〇	四〇二、四五六	二〇、〇〇〇	二二四、五〇〇	一五五、〇五〇	通 常	排水の一日当たりの量 (m ³)
七、二〇〇	二四〇	七九、〇〇〇	二九五、六二四	四七二、五五九	四〇、四六六	二五八、六〇〇	一九六、六一〇	最 大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

活性炭吸着処理施設		活性汚泥処理施設		活性炭吸着処理施設		
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
"	"	七	八	"	"	七
"	"	"	"	"	"	"
八・五	"	四〇	四〇〇	八・五	"	四〇
三〇	"	八〇	四七〇	三〇	"	八〇
五	"	"	一〇	五	"	"
一〇	"	"	三〇	一〇	"	"
一	"	二	一〇	一	"	二
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	八五〇	"	二、〇四四	"
"	"	"	九五四	"	二、二三六	"

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出光興産株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 出光興産株式会社徳山工場

所在地 周南市宮前町一番一号

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十号の廃油

処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七〇				七四				項 目
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	通 常 最 大	一〇	二	二	二	二	二	二	水素イオン濃度 (水素指数)
	通 常 最 大	二	二	二	二	二	二	二	化学的酸素要求量 (mg/l)
汚 染 物 質 の 量	通 常 最 大	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	浮遊物質量 (mg/l)
	通 常 最 大	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	窒素 (mg/l)
汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	通 常 最 大	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	一、〇四四	

活性炭吸着処理施設			活性汚泥処理施設				オイルセパレーター				種 類		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通 常	最 大
"	"	"	"	七	"	八	"	"	"	一〇	"	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水
"	"	"	"	"	"	八・六	"	"	"	二・六	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚 染 状 態
八・五	"	"	"	四〇	"	四〇〇	"	三三〇	"	三四〇	"	浮遊物質量 (mg/l)	室 態
三〇	"	"	"	八〇	"	四七〇	"	五六〇	"	六二〇	"	鉍油類 (mg/l)	の 値
五	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇	一五	"	窒 素 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
一〇	"	"	"	"	"	三〇	"	"	二〇	三〇	"	燐 (mg/l)	通 常
一	"	"	"	二	"	一〇	"	五	"	一〇	"	最 大	最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二五	"	室 態	常 常
"	"	"	"	"	"	四〇	"	"	"	四五	"	の 値	最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一・五	"	燐 (mg/l)	通 常
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	"	最 大	最 大
二、〇二六	二、〇四四	二、〇二六	一、一四四	一、一二六	一、一四四	一、一二六	一、〇八〇	一、〇四四	一、〇八〇	一、〇四四	一、〇四四	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	常 常
二、二〇〇	二、二三六	二、二〇〇	一、八三六	一、八〇〇	一、八三六	一、八〇〇	一、六七九	一、六〇七	一、六七九	一、六〇七	一、六〇七	最 大	最 大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七〇」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		" " " "		" " " "		" " " "	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	八・五	"	四〇	"	"	"	"
"	三〇	"	八〇	"	"	"	"
"	五	"	一〇	"	"	"	"
"	一〇	"	三〇	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
八五〇	八三二	八五〇	八三二	八五〇	八三二	二、〇四四	二、二三六
九五四	九一八	九五四	九一八	九五四	九一八		

No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	"	"	"	"	"	"	"	七・九	排水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	"	"	"	"	"	九・六	排水素イオン濃度 (水素指数) 最大値
"	"	"	"	"	"	"	"	二・六	化学的酸素要求量 (mg/l) 常
"	六	"	"	"	"	"	"	五	化学的酸素要求量 (mg/l) 最大値
"	"	"	"	"	"	"	"	五	浮遊汚染物質 (mg/l) 常
"	"	"	"	"	"	"	"	一六	浮遊汚染物質 (mg/l) 最大値
"	九	"	七	"	九	"	"	一	鉱油類 (mg/l) 最大値
"	"	"	"	"	"	"	"	〇・三	窒素 (mg/l) 常
"	一・五	"	一・六	"	"	"	"	一・五	窒素 (mg/l) 最大値
"	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇三	リン (mg/l) 常
"	"	"	"	"	"	"	"	〇・四五	リン (mg/l) 最大値
四〇二、四五六	四〇二、四二〇	"	二〇、〇〇〇	"	二三四、五〇〇	"	一五五、〇五〇	排水の一日当たりの量 (m ³) 常	排出水の一日当たりの量 (m ³) 常
四七二、五五九	四七二、四八七	"	四〇、四六六	"	二五八、六〇〇	"	一九六、六一〇	排水の一日当たりの量 (m ³) 最大	排水の一日当たりの量 (m ³) 最大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設				
処理後		処理前		処理後		処理前		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	"	"	"	"	七	"	八	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	八・五	"	"	"	四〇	"	四〇〇	"
"	三〇	"	"	"	八〇	"	四七〇	"
"	五	"	"	"	"	"	一〇	"
"	一〇	"	"	"	"	"	三〇	"
"	一	"	"	"	二	"	一〇	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
八五〇	八三二	八五〇	八三二	八五〇	八三二	八五〇	八三二	二、〇四四
九五四	九一八	九五四	九一八	九五四	九一八	九五四	九一八	二、二三六

No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 5 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	五
"	"	"	二〇	"	"	"	"
"	"	"	二五	"	"	"	六
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	〇・四	"	〇・七	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	〇・二	"	"	"	一五九 四二〇
"	"	"	二四	"	七五 二〇〇	"	二九五、六二四
"	七、二〇〇	"	二四〇	"	七九、〇〇〇	"	"

山口県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月八日

土地改良区の名称 山口県知事 二井 関成
 柳井市土地改良区 柳井市地区 事業の種類 認可年月日
 土地改良施設の管理 平成二三、一〇、三一

山口県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成
 一 保安林予定森林の所在場所
 下関市豊田町大字江良字魚切三二の一、三五、三九、豊田町大字一ノ俣字休木一四

〇一、一四〇二の一

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字江良字魚切三二の一・三五・三九・豊田町大字一ノ俣字休木一四〇一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
 萩市大字紫福字市良ヶ原九九、一〇〇、字奥ノ浴一三〇の五から一三〇の八まで、

三見字浴七二二から七二五まで、七二九、一七〇〇、一七〇三の一、一七〇四の一、一七〇五、字床並一六九七の一
阿武郡阿武町大字宇田字葛籠石ケ迫一〇七〇七の三、字仏坂一〇七五〇の三、一〇七五二の七、一〇七五二の八、一〇七五二の一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字紫福字市良ケ原九九・一〇〇・字奥ノ浴一三〇の五から一三〇の八まで・三見字浴七二二・七二九・字床並一六九七の一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

長門市三隅上字高吹一七四の一、一二四一から一二四三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年十一月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路 線 名 下関長門線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市東深川字越峠二七四の一地先から 同市東深川 同字二九二八の六地先まで	最狭 二一・五 最広 二八・二	最狭 二六・〇 最広 二六・二			

山口県告示第四百三十一号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器」を「県立学校コンピュータ教室用機器 旋盤」に改める。



(三一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社

株式会社ジュンテンドー 鳥根県益田市下本郷町二〇六の五

飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会 社	福原 英典	岩本 隆雄

四 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社	兵庫県姫路市北条口 四丁目四	兵庫県姫路市三左衛 門堀東の町二二

四 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年十月三日

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンバル

所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ユアーズ 広島県安芸郡海田町南堀川町四番二一 根石 紀雄

三 変更に係る事項

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年十一月十五日

(三三二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月八日から平成二十四年三月八日まで、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二

株式会社 代表者の氏名 岩本 隆雄

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ユニクロ	午前一〇時	午前六時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻		午後八時	午後一〇時

四 届出年月日

平成二十三年十月二十六日
変更年月日
平成二十三年十一月一日

五 変更年月日

(三三三) 地域森林計画の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、平成二十四年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

山口県知事 二井 関成

(三三三) 地域森林計画の変更の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

(三三四) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

(三三五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月八日から同年十二月八日まで

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。



平成二十三年十一月八日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

旋盤 十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十四年三月三十日

(四) 納入場所

山口県立防府商業高等学校

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十一号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十三年山口県告示第七十七号）に基づく資格審査において、一般工作機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市中央町三番一号 山口県立防府商業高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立防府商業高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立防府商業高等学校

(三) 受領期限

平成二十三年十二月二十一日午後四時五十分(入札書を持参する場合は、平成二十三年十二月二十二日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市中央町三番一号 山口県立防府商業高等学校

(二) 日時

平成二十三年十二月二十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立防府商業高等学校長 三吉 英太

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
(六) 詳細については、山口県立防府商業高等学校(電話〇八三五―二一三七九〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Hofu Commercial High School

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 10 engine lathes

(3) Delivery period: March 30, 2012

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Hofu Commercial High School

(5) Branch office in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Hofu Commercial High School (Tel. 0835-22-3790)

(6) Time-limit for tender: 4:50 P.M., December 21, 2011 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., December 22, 2011)

平成二十三年十一月八日
発行

発行所

山口県知事
庁